

滋賀県立高等専門学校
ネットワークシステム設計支援業務委託
仕様書

令和7年3月18日

公立大学法人 滋賀県立大学

目次

| | | |
|-----|--|---|
| 1. | 背景と目的 | 3 |
| 2. | 業務委託名 | 3 |
| 3. | 履行期間 | 3 |
| 4. | 履行場所 | 3 |
| 5. | スケジュール | 4 |
| 6. | 業務委託の概要 | 4 |
| 7. | 業務委託の内容 | 5 |
| (1) | 実施計画書 | 5 |
| (2) | 基本方針策定 | 5 |
| ア. | 動向調査 | 5 |
| イ. | 県立大学の現環境調査 | 5 |
| ウ. | 教育支援システム調査 | 5 |
| エ. | 教育・研究環境調査 | 5 |
| オ. | BYOD の現状調査 | 5 |
| カ. | 基本方針策定 | 5 |
| (3) | ICT 要件定義書策定 | 6 |
| ア. | 全体 ICT 基本計画の策定 | 6 |
| イ. | ネットワーク基本計画の策定 | 6 |
| ウ. | システム基本計画策定 | 6 |
| エ. | 校舎棟・実習工場・実験室棟・図書交流拠点・学生寮等の ICT 基本計画の策定 | 6 |
| オ. | ICT 要件定義書作成 | 6 |
| (4) | 基本設計業務 | 6 |
| ア. | ネットワーク構成や必要機器の検討 | 6 |
| イ. | 工期および事業費算定 | 6 |

| | | |
|------|----------------|---|
| (5) | 建築設計との調整 | 7 |
| (6) | 全体管理 | 7 |
| ア. | プロジェクト管理 | 7 |
| イ. | 会議体運営 | 7 |
| (7) | 調達支援 | 7 |
| ア. | 調達仕様書（案）作成 | 7 |
| イ. | 技術評価支援 | 7 |
| (8) | 運用・保守体制構築支援 | 8 |
| 8. | 成果物 | 8 |
| 9. | その他特記事項 | 8 |
| (1) | 担当者技術資格 | 8 |
| (2) | ISMS 認証 | 9 |
| (3) | 責任 | 9 |
| (4) | 費用請求 | 9 |
| (5) | 関係法令等の順守 | 9 |
| (6) | 中立性の保持 | 9 |
| (7) | 調達入札 | 9 |
| (8) | 守秘義務 | 9 |
| (9) | 再委託 | 9 |
| (10) | 資料 | 9 |
| (11) | 成果物の帰属 | 9 |

1. 背景と目的

滋賀県(以下「県」という。)は、本格的な人口減少社会への移行、就業構造の変化、そして、SDGs や Society5.0 の実現を見据え、将来にわたり競争力のある力強い産業を創出し、経済の発展や雇用の維持・拡大とともに地域社会が今後も持続的に発展していくために「次代の滋賀を支える価値創造力と専門性、実践力を兼ね備えた高等専門人材の育成」を目指して「滋賀県立高等専門学校」(学校名は仮称である。以下「県立高専」という。)を整備することとした。

令和6年(2024年)3月に県が策定した「滋賀県立高等専門学校基本構想 2.1」では、県立高専が目指す学校像として「すべての人と地球を支え続ける技術を磨く学校」を掲げ、学生教育だけでなく、産業界、地域との連携・連動が図られる施設となるよう、県立高専の整備や事業の基本的な方針を定めている。また、県立高専は、急速な社会情勢の変化に対応していく上で、より柔軟な学校運営が期待されることから、県唯一の公立大学法人である公立大学法人滋賀県立大学(以下「本法人」という。)が設置することとしている。

現在、本法人では、県立高専の校舎等の建設に向け、基本設計を行っており、基本設計の完了後、建設工事に必要な詳細設計(以下「実施設計」という。)を行うこととなる。その実施設計に併せて、校内ネットワークの設計を行うこととなるが、最新の動向を踏まえた、安全かつ快適なネットワークシステム構築のためには、専門知識やノウハウを必要とするため、これらに係る設計支援を求めるものである。

《滋賀県立高等専門学校基本構想》

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kousen/331960.html>

《滋賀県立高等専門学校施設整備基本計画》

https://www.usp.ac.jp/topics2/items/7e1dccccf452c0c66df8d45fcefc309c_1.pdf

2. 業務委託名

滋賀県立高等専門学校ネットワークシステム設計支援業務委託

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

4. 履行場所

本法人が指定する場所

5. スケジュール

| | 令和6年度 | | 令和7年度 | | | | 令和8年度 | | | | 令和9年度 | | | |
|-------------------------------|-------|----|------------|----|--------------|----|-------|----|--------------|----|-------|----|------|----|
| | 3Q | 4Q | 1Q | 2Q | 3Q | 4Q | 1Q | 2Q | 3Q | 4Q | 1Q | 2Q | 3Q | 4Q |
| 校舎等の建設 | 基本設計 | | 実施設計(建築確認) | | | | 着工・工事 | | | | 竣工 | | | |
| ①ネットワークシステム設計 支援業務(当該業務委託) | | | 調査・設計 | | 調達支援、建設側との調整 | | | | | | | | | |
| ②ネットワークシステム構築 業務 | | | | | | | | | ネットワークシステム構築 | | | | 運用開始 | |

6. 業務委託の概要

本業務は、本法人が今後設立する県立高専のネットワーク基盤の構築について、各種調査や要望等のヒアリングを行い、最適なネットワークシステム構築や、その後の運用を踏まえた技術的な検討・助言による方針、計画の策定、入札時に必要となる要求仕様書および別添資料の作成等を行うとともに、建築設計事業者等との折衝、調達等の支援を行う。

業務内容は以下のとおり。

表1 業務一覧 (R7年度)

| 項番 | 分類 | 項目 |
|----|----------------------------|------------------|
| 1 | 実施計画書 | 実施計画書の作成 |
| 2 | 基本方針策定 | 動向調査 |
| 3 | | 県立大学の現用環境調査 |
| 4 | | 教育支援システム調査 |
| 5 | | 教育・研究環境調査 |
| 6 | | BYODの現状調査 |
| 7 | | 基本方針策定 |
| 8 | | ICT要件定義書策定 |
| 9 | NW基本計画策定(有線・無線・認証・セキュリティ等) | |
| 10 | システム基本計画策定(基盤・学習・校務等システム) | |
| 11 | 校舎棟、図書交流拠点、学生寮等ICT基本計画 | |
| 12 | ICT要件定義書作成 | |
| 13 | 基本設計業務 | ネットワーク構成や必要機器の検討 |
| 14 | | 工期および事業費算定 |
| 15 | 建築設計との調整 | 建物設計・建築業者との会議 |
| 16 | 全体管理 | プロジェクト計画 |
| 17 | | プロジェクト管理 |
| 18 | | 定例報告会議 |
| 19 | | 個別検討会議 |
| 20 | | 会議資料準備 |

表2 業務一覧 (R8年度)

| 項番 | 分類 | 項目 |
|----|------|-------------------|
| 1 | 調達支援 | 調達仕様書および別添資料(案)作成 |
| 2 | | 質問回答支援・評価資料作成支援 |
| 3 | 全体管理 | プロジェクト計画 |
| 4 | | プロジェクト管理 |
| 5 | | 建築業者との会議 |
| 6 | | 定例報告会議 |
| 7 | | 個別検討会議 |
| 8 | | 会議資料準備 |

7. 業務委託の内容

(1) 実施計画書

契約締結後速やかに打ち合わせを実施し、本業務に必要な資料や想定スケジュール等の確認を行い、プロジェクト体制図・全体スケジュールを含んだ実施計画書を作成すること。

(2) 基本方針策定

ア. 動向調査

国、滋賀県の動向調査および他の高専の調査を実施し、文部科学省、滋賀県指針および県高専の設立目的、基本構想等を踏まえ、基本方針に反映すること。

イ. 県立大学の現環境調査

滋賀県立大学の現状のネットワークおよびシステム環境を調査し、効率的な接続方法および各システムを利用するために必要となる設定内容等について検討すること。

ウ. 教育支援システム調査

学生・教職員のメールやチャット等のコミュニケーションシステム、出欠席管理システム、成績管理システム、入試情報管理システム等の教育に関する情報システムのオンプレミスまたはクラウドでの導入に関する調査および検討を行うこと。

エ. 教育・研究環境調査

要望調査表を作成したうえで、教員予定者に各教室、実験室等において実施したい事項等をヒアリングし、実現するために必要な環境、機器、ソフトウェア等を洗い出すこと。

オ. BYODの現状調査

他の高専を中心としたBYODの現状調査をデバイスの選定情報や導入後の学校内でのサポート状況に関する調査を行うこと。

カ. 基本方針策定

ア～オの結果をまとめ、基本方針を策定すること。

(3) ICT 要件定義書策定

ア. 全体 ICT 基本計画の策定

(2) 基本方針を踏まえ、全体最適化の観点から統合的な ICT 基本計画を策定すること。

イ. ネットワーク基本計画の策定

以下の各要件について整理し、まとめること。

① ネットワーク要件の整理

校務系ネットワーク、学習系ネットワーク、研究系ネットワーク、有線 LAN、無線 LAN、クラウド環境構築について検討し、要件をまとめること。

② セキュリティ要件の整理

ゼロトラストセキュリティ要件について十分検討し、必要に応じ ICT 要件定義書に反映すること。

③ 回線要件の整理

インターネット回線、データセンター用ネットワーク回線、滋賀県立大学との接続回線について SINET との接続を含めて検討し、ICT 要件定義書に反映すること。

④ 無線 LAN、(教室パソコン)、ウェブサービス等利用時の利用者認証について検討し、ICT 要件定義書に反映すること。

⑤ 教室パソコンは前回利用者の痕跡を残さない仕組み、イメージ更新が容易に行える仕組みについて検討し、ICT 要件定義書に反映すること。

ウ. システム基本計画策定

滋賀県立大学利用システムとの連携、校務システム、学務システム、アプリケーション導入について検討およびヒアリングし、ICT 要件定義書に反映すること。

エ. 校舎棟・実習工場・実験室棟・図書交流拠点・学生寮等の ICT 基本計画の策定

特別教室 (マルチメディアルーム、デザイン室、視聴覚室等) について、(1) 基本方針を踏まえ、ネットワーク環境、ICT 機器、ソフトウェアについて ICT 基本計画に反映すること。

実習工場、実験室、学生寮、図書室、交流拠点施設等について、(1) 基本方針を踏まえ、ネットワーク環境、ICT 機器、ソフトウェアについて ICT 要件定義書に反映すること。

オ. ICT 要件定義書作成

ア～エをとりまとめ、ICT 要件定義書を作成すること。

また、ネットワーク保守業務の在り方も含め、費用面や運用面についても検討し、ICT 要件定義書に反映すること。

基本構想を踏まえ、情報技術を活用した PBL 等の実践的学習を通じて、情報技術を生かせる人材育成の観点から学生および教職員に必要とされる ICT 環境を盛り込むこと。

(4) 基本設計業務

ア. ネットワーク構成や必要機器の検討

調査結果や ICT 基本計画書をもとにベンダー等からも広く意見を聞くなど、県立高専のネットワークに関する構成の検討、必要な構成とその台数の検討、構築の作業範囲などを明確にし、基本設計を実施する。

イ. 工期および事業費算定

実現可能な設計を行い、必要な費用や工期等の算出、運用面などで想定される事項を明確にすること。また、予算化のため調達仕様書案も併せて作成すること。

(5) 建築設計との調整

建物設計・建築業者と必要に応じて会議を行い、必要な情報共有、協議を行うこと。

(6) 全体管理

ア. プロジェクト管理

受託者は以下の項目において本業務におけるプロジェクト管理を行うこと。

① 進捗管理

業務の進捗状況を把握し、WBS (Work Breakdown Structure) を活用してタスクの進行を管理すること。遅延リスクが発生または発生し得る場合、速やかに本法人に報告し、適切な対策案を提示すること。必要に応じてスケジュールの見直しを行い、本法人の承認を得ること。

② 課題管理

発生した課題については課題管理表に記載し、適切な解決策を提案すること。

課題ごとに責任者、期限、優先順位を設定し、管理すること。

解決が困難な課題については速やかに本法人と協議し、対応方針を決定すること。

③ 品質管理

業務の成果物について、本法人が定める基準を満たしているか確認し、必要に応じて改善を行うこと。成果物のレビューを実施し、本法人の承認を得た上で次工程へ進めること。

イ. 会議体運営

受託者は、以下の会議を運営し、必要に応じて会議資料を準備すること。

① 定例報告会議

進捗報告を主とする本法人との定例会議を月2回対面で開催すること。なお、会議のホストは受託者が務めること。

② 個別検討会議

定例会とは別に、要件の協議や課題解決のための個別検討会議を適宜開催し（オンライン形式可）、本法人と協議の上、必要な意思決定を行うこと。

③ 会議資料作成

各会議に際しては進捗状況、課題一覧、提案事項を含む必要資料を準備し、会議後は速やかに議事録を作成して本法人に提出すること。

(7) 調達支援

ア. 調達仕様書（案）作成

実施要領案、ベンダーに対しての具体的な提案を依頼する文書案、仕様書案、評価基準表案を作成すること。

イ. 技術評価支援

ベンダーからの質問回答の支援、ベンダー評価資料作成を支援すること。

(8) 運用・保守体制構築支援

本システムの導入時の教職員への教育および保守・運用体制について関係ベンダーに対して具体的な提案を依頼する文書案、仕様書案、評価基準表案を作成すること。

8. 成果物

成果物は以下のとおりとするが、詳細については本法人と調整の上決定する。
納入形式はPDF形式による電子媒体（CD-R 又は DVD-R 形式）および紙媒体とし、各1部ずつ納品すること。

表 3. 成果物一覧 (R7 年度)

| 項番 | 納品物 |
|----|--------------------|
| 1 | 実施計画書 |
| 2 | ICT 要件定義書 |
| 3 | 基本設計書 |
| 4 | 概算見積書 |
| 5 | プロジェクト管理資料 |
| 6 | 会議録および関連資料 |
| 7 | その他打合せ協議において指示するもの |
| 8 | 完了報告書 |

表 4. 成果物一覧 (R8 年度)

| 項番 | 納品物 |
|----|--------------------|
| 1 | 調達仕様書および別添資料（案） |
| 2 | プロジェクト管理資料 |
| 3 | 会議録および関連資料 |
| 4 | その他打合せ協議において指示するもの |
| 5 | 完了報告書 |

9. その他特記事項

(1) 担当者技術資格

経済産業省所管の情報処理技術者試験における高度試験（レベル4）合格者など、共通キャリア・スキルフレームワークのレベル定義でレベル4以上（海外企業においてはそれと同等の資格であること。）と判断される技術者が本業務を担当すること。

(2) ISMS 認証

一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運用する I S M S 適合性評価制度において、ISMS 認証を取得していること。

(3) 責任

本契約について、契約書および仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要となる事項については、受託者が責任をもって対応すること。

(4) 費用請求

本仕様書におけるすべての業務に際し、いかなるケースにおいても本法人に対し、別途費用を請求することはできない。

(5) 関係法令等の順守

業務の遂行にあたっては、関係法令および適用基準等を遵守しなければならない。

(6) 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

(7) 調達入札

受託者は、本業務に関連した情報システムの開発・運用、情報機器の買取・リース等に関する入札案件には参加および再委託することができない。

(8) 守秘義務

受託者は、本業務により知り得た一切の情報を本法人の承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。

(9) 再委託

受託者は、本業務の大半を第三者に再委託してはならない。また、業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に本法人の承認を得るものとする。

(10) 資料

本業務に必要な資料については、本法人と調整した上で収集するものとするが、その他の業務に必要な資料について、本法人は、受託者に対して情報の提供等、業務の円滑な遂行に協力するものとする。

業務に必要な資料について、受託者は破損、紛失、盗難等の事故がないよう管理しなければならない。また、本法人の事前の承認なく、複製し、複写し、または第三者に提供してはならない。

(11) 成果物の帰属

本業務の成果物の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利を含む。）は、委託料が支払われたときに受託者から本法人に譲渡されるものとする。また、受託者は、本法人および本法人が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする